

営業所技術者等一覧表

令和〇年〇月〇〇日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ニチナン 日南 貴	土-9 と-9 解-7 建-7	1 3 3 8
	ノベオカ 延岡 悟	土-9	1 3
都城支店	クシマ 串間 あや	と-2	0 1

○略号

土木一式工事.....(土)
建築一式工事.....(建)
大工工事.....(大)
左官工事.....(左)
とび・土工・コンクリート工事.....(と)
石工事.....(石)
屋根工事.....(屋)
電気工事.....(電)
管工事.....(管)
タイル・れんが・ブロック工事業.....(タ)
鋼構造物工事.....(鋼)
鉄筋工事.....(筋)
舗装工事.....(舗)
しゅんせつ工事.....(しゅ)
板金工事.....(板)
ガラス工事.....(ガ)
塗装工事.....(塗)
防水工事.....(防)
内装仕上工事.....(内)
機械器具設置工事.....(機)
熱絶縁工事.....(絶)
電気通信工事.....(通)
造園工事.....(園)
さく井工事.....(井)
建具工事.....(具)
水道施設工事.....(水)
消防施設工事.....(消)
清掃施設工事.....(清)
解体工事.....(解)

○資格の分類

・一般建設業の場合

「1」.....法第7条第2号イ該当<指定学科卒業歴+実務経験の場合>

「4」.....法第7条第2号ロ該当<実務経験(10年以上)の場合>

「7」.....法第7条第2号ハ該当<所定の国家資格等を有している場合>

・特定建設業の場合

「2」.....法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
<指定学科卒業歴+実務経験+指導監督の実務経験の場合>

「3」.....法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
<国土交通大臣が能力を認定した場合>

「5」.....法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
<実務経験+指導監督の実務経験の場合>

「6」.....法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
<国土交通大臣が能力を認定した場合>

「8」.....法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
<所定の国家資格等+指導監督の実務経験の場合>

「9」.....法第15条第2号イ該当
<所定の国家資格等を有している場合>